津市狭あい道路整備事業に関する事務手続要領

都市計画部 建築指導課

（目的）

第１　この要領は、狭あい道路の拡幅整備に関し必要な事項を定めることにより、市民と協働して狭あい道路の拡幅整備を促進し、良好な市街地の形成を図り、もって安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　狭あい道路整備事業

　道路後退者又は建築主等が、測量、分筆登記等により道路拡幅用地を明らかにし、後退線を示す杭等を設置するとともに、道路拡幅用地に存する物件（以下「物件」という。）を除却若しくは移設し、道路拡幅用地を本市に寄附し、本市が道路拡幅用地について整備を行う事業をいう。

⑵　狭あい道路

　本市が管理する次のいずれかに該当する道をいう。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第４２条第２項の規定により特定行政庁が指定した道

イ　建築物が立ち並んでいない幅員１．８メートル以上４メートル未満の道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により市長が認定した道路

ウ　建築物が立ち並んでいる幅員４メートル未満の道（アに掲げる道を除く。）

エ　その他市長が必要と認める道

⑶　建築物

　法第２条第１号に規定する建築物をいう。

⑷　後退線

　狭あい道路の中心線から水平距離２メートルの線及びすみ切り用地と狭あい道路に接する土地との境界線をいう。ただし、当該狭あい道路がその中心線からの水平距離２メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するもの（以下「がけ地等」という。）に沿う場合にあっては、当該がけ地等と当該狭あい道路との境界線から当該狭あい道路の側に水平距離４メートルの線又は市長が別に定める線をいう。

⑸　すみ切り用地

　道が同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が１２０度以上の場合を除く。）に設ける角地の隅角を挟む道の境界線（狭あい道路の場合にあっては、後退線）をその２辺とする三角形の部分をいう。

⑹　道路後退者

　狭あい道路に接する土地の所有者で道路拡幅用地を本市へ寄附しようとする者その他市長が必要と認める者をいう。

⑺　道路拡幅用地

　狭あい道路とそれに接する土地との境界線と後退線との間にある土地をいう。

⑻　建築主等

　狭あい道路に接する土地において建築行為等を行う者をいう。

⑼　建築行為等

　建築物を建築し、又は門、塀、擁壁その他これらに類するものを築造する行為をいう。

（協議）

第３　狭あい道路整備事業を行う道路後退者又は建築主等は、道路拡幅用地の寄附、物件の除却等に関して、あらかじめ狭あい道路整備事業協議申請書（第１号様式）により、市長と協議するものとする。

２　道路後退者又は建築主等は、道路拡幅用地の寄附に係る協議の内容に変更が生じた場合は、狭あい道路整備事業変更協議申請書（第１号の２様式）により、市長と再度協議するものとする。

３　道路後退者又は建築主等は、前２項の規定により道路拡幅用地を本市に寄附するものとするが、やむを得ない理由があり本市に寄附することができない場合は、無償にて道路として使用することについて市長と協議するものとする。

（道路中心立会）

第３の２　狭あい道路整備事業を行う道路後退者は、後退線に関して、あらかじめ道路中心確認申請書（第２号様式）を提出の上、市長と立ち会わなければならない。立会後は、道路拡幅用地について、分筆予定図により市長と協議するものとする。

（助成金の交付対象）

第４　津市狭あい道路整備事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第４条の規定による。

（助成金の額等）

第５　要綱第５条の規定による。

（助成金の申請）

第６　助成金の交付を受けようとする者は、第３に規定する協議が整い次第、津市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第３条の規定による狭あい道路整備事業助成金交付申請書（規則第１号様式）を提出するものとする。

（助成金の交付の決定）

第７　市長は、第６に規定する交付申請書の提出があり、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定をし、申請者へ規則第６条の規定による補助金等交付決定通知書（規則第３号様式）にて通知するものとする。

（報償金の交付対象）

第８　報償金は、道路拡幅用地の寄附を対象として、道路後退者に対し、これを交付するものとする。ただし、すみ切り用地のみの寄附については対象としない。

（報償金の額等）

第９　報償金は、別に定める基準により算出した額（当該額が１００万円を超えるときは、１００万円）を限度とし、予算で定める範囲において、これを交付するものとする。

（後退線杭等の設置）

第１０　道路後退者は、第３に規定する協議に基づき、測量、分筆登記、登記簿の権利部に記録された所有権以外の権利を抹消する登記（以下「抹消登記」という。）、物件の除却等を行った後、市長が支給する後退線杭等を後退線上の主要な位置に設置しなければならない。

（実績の報告）

第１１　道路後退者又は建築主等は、第１０に規定する後退線杭等の設置が完了したときは、速やかに規則第１２条の規定による狭あい道路整備事業実績報告書（規則第６号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する実績報告書が提出された場合は、速やかにその確認をするものとする。

（寄附及び無償使用）

第１２　道路後退者は、第１１の規定による実績の報告について市長の確認を得た後、寄附又は無償使用の区分に応じ道路拡幅用地寄附申出書（第３号様式）又は道路拡幅用地無償使用承諾書（第４号様式）に次の各号いずれかに該当する書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、寄附に際しては、道路後退者により抹消登記をしなければならない。

⑴　寄附の場合

ア　登記承諾書（兼）登記原因証明情報（第５号様式）

イ　印鑑登録証明書

ウ　資格証明書（法人の場合のみ）

エ　その他市長が必要と認める書類

⑵　無償使用の場合

ア　土地使用貸借契約書

イ　上記アに関する印鑑登録証明書

ウ　資格証明書（法人の場合のみ）

エ　道路拡幅用地無償使用同意書（第６号様式）

オ　上記エに関する印鑑登録証明書

カ　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定により道路拡幅用地寄附申出書又は道路拡幅用地無償使用同意書が提出された場合は、速やかに道路拡幅用地に係る所有権移転又は土地使用貸借契約締結の手続をするものとする。

（助成金及び報償金の支払）

第１３　市長は、道路拡幅用地に係る所有権移転又は土地使用貸借契約の手続が完了後、速やかに、助成金については道路後退者又は建築主等に対し規則第１３条の規定による補助金等交付確定通知書（規則第７号様式）を、報償金については建築主等に対し報償金交付確定通知書（第７号様式）を、それぞれ通知するものとする。この場合において、所有権移転の手続が完了したときは、土地寄附受納通知書（第８号様式）を添えて通知するものとする。

２　道路後退者又は建築主等は、前項の規定による通知を受けた場合は、助成金及び報償金の請求を行うものとする。

３　市長は、前項の請求があった場合は、速やかに助成金及び報償金を支払うものとする。

（道路整備）

第１４　市長は、道路拡幅用地の寄附を受けた場合又は土地使用貸借契約を締結した場合は、当該道路拡幅用地について舗装等の整備を行うものとする。

２　整備の方法等については、狭あい道路の現況と同等程度とする。ただし、道路の線形、排水系統、土地の高低差又は維持管理上の事由等により、これによることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（雑則）

第１５　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要領は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和元年６月３日から施行する。